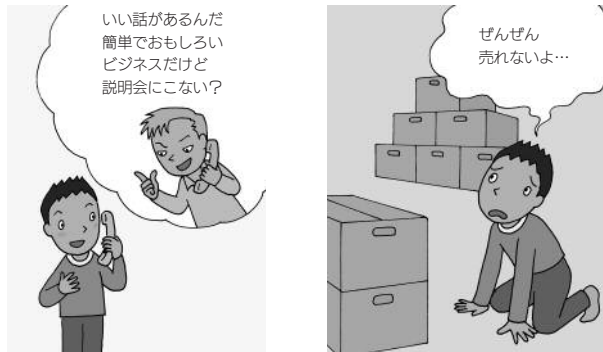


若者に  
被害の多い手口

## マルチ商法



「会員になって、友達を誘って商品を売れば必ずもうかる」「ネットワークビジネスで稼ごう」などという、健康食品や化粧品販売組織に誘い、契約させるという商法です。商売の経験が乏しい若者が狙われやすく、誰でも簡単に高収入が得られるかのように思わせて勧誘しますが、実際には説明会通りの収入を得られることはほとんどありません。

また、学生がトラブルに巻き込まれることも多く、消費者金融から借入れさせ、契約を結ばせる悪質なケースもあります。

**主な商品・サービス** 健康食品、電話機・ファックス、化粧品、浄水器 など

### アドバイス

- ★楽をしてもうかる話はありません。「よく分からないけど、もうかりそうだから」などと気軽に考えてはいけません。
  - ★たとえ親しい友人からの誘いでも、義理で商品を購入せず、おかしいと思ったらきっぱり断る勇气が必要です。
  - ★販売組織に加入し他人を勧誘する時、嘘をつくなど特定商取引法に違反した場合は罰せられ、あなた自身が加害者となる可能性があります。
- ※マルチ組織に入会後1年未満の消費者が退会する際は、商品の引渡しを受けてから90日未満であれば、未使用分を返品して適正な額の返金を受け取ることができます。クレジット契約の場合は、クレジットの支払いも拒絶できます。

高齢者に  
被害の多い手口

## 点検商法



「無料で点検する」として来訪し、点検した後に、「ダニや湿気がひどい」「健康に悪い」「今すぐ工事をしないと危険」などと不安感をあおり、「今なら特別に安くする」と、巧妙に契約を勧め、工事や商品・サービスを契約させる商法です。

**主な商品・サービス** シロアリ駆除、床下換気扇、布団類、屋根工事、耐震工事 など

### アドバイス

- ★長時間、居座って契約を勧める悪質な業者もいます。突然、「点検する」と来訪されたら、十分に警戒しましょう。
  - ★点検の様子をビデオや写真で説明したりする業者もありますが、本当に自宅のものかよく確認しましょう。
  - ★最初は「無料」といいながら、勝手に作業をして法外な料金を請求する悪質な業者もいます。代金はすぐに支払わず、周りの人などに相談しましょう。なお、クーリング・オフ期間内であれば、撤去費、材料費などの請求を受けることはありません。
  - ★高齢者宅に頻りに業者が点検にあらわれて、次々と契約をさせるケースもあります。知らない人は家に上げないようにしましょう。
- ※事業者が消費者を勧誘する際は、勧誘に先立って販売が目的であることを明示することが義務づけられています。

高齢者に  
被害の多い手口

## 薬効うたって勧誘



「糖尿病に効いた」「がんが治った」などといったセールストークや折込広告に関心をあおり、大量の健康食品を契約させる商法です。

「今日だけ」「ここだけ」といって、割安感を強調して、実は不当に高額な商品を売ることがあります。

**主な商品・サービス** 健康食品 など

### アドバイス

- ★健康食品は、一般的には健康によいと称されて販売されている食品で、医薬品ではありません。セールスマンが嘘の説明をしたり、大げさな説明をすることもあるので、説明をうのみにしないことです。
  - ★「糖尿病に効いた」「がんが治った」などといったセールストークやチラシ、広告などに惑わされてはいけません。体質によっては、体調を崩すこともあります。
  - ★「長期間飲み続けなければ効果がない」などという、大量の商品を買わせようとする業者は要注意です。
- ※健康食品に薬と思わせるような効能や効果をうたうことは禁止されています。

若者に  
被害の多い手口

## アポイントメントセールス



「プレゼントが当たった」「旅行や買い物が安くなる」「会って話したい」などと、販売目的を隠し、「あなただけは特別」などと有利な条件を強調して電話で喫茶店などに呼び出し、アクセサリーや会員権などを契約させる商法です。

**主な商品・サービス** ネックレス、割引サービス会員、指輪 など

### アドバイス

- ★知らない人や業者からの甘い誘いには十分注意し、気楽な気持ちで出かけないようにしましょう。強引な勧誘や長時間にわたる勧誘で契約させることもあります。
  - ★知らない異性から「会って話したい」「友達になってほしい」と言われても安易に出かけてはいけません。恋愛感情を巧みに利用し、契約させることが目的です。
  - ★欲しいと思ってもその場で契約しないで、家族や友人などに相談しましょう。20歳になると、法律的に成人として扱われ、簡単に取消はできないので、注意が必要です。
- ※事業者が消費者を勧誘する際は、勧誘に先立って販売が目的であることを明示することが義務づけられています。
- また、販売目的であることを隠して、一般の人々が自由に出入りしない場所に誘い込んで勧誘することは禁止されています。